（別称）アブー・アリー・アル・ハキーム（Abu Ali al Hakim／Abu-Ali al-Hakim／Abu Ali Alhakim）
又は、アブダッラー・アル・ハキーム（Abdallah al-Hakim）
又は、アブダッラー・アル・ムアイヤド（Abdallah al-Mu'ayyad）
（国籍）イエメン
（旅券番号）不明
（身分登録番号）不明
（住所）ダフヤン、サアダ県、イエメン
（リストへの掲載）2014年11月７日
（その他の情報）性別・男性
（指定の根拠）アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、安全保障理事会決議第2140号（2014年）のパラグラフ17及び18の規定に定めた指定基準に該当し、パラグラフ11及び15の規定に従い、2014年11月７日に制裁対象に指定された。
アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、イエメンにおける平和的な政権移行のための2011年11月23日のイエメン政府と反政府勢力との合意の実施及びイエメンにおける政治プロセスを妨害する等、イエメンの平和、安全又は安定を脅かす活動に関与してきた。
2014年６月、アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、アブドラッボ・マンスール・ハーディ・イエメン大統領に対するクーデターを計画する会合を開催したとされる。アル・ハキームは、軍・治安部隊司令官と会った。アリー・アブドッラー・サーレハ前イエメン大統領に忠実な党派の指導者である部族長らもイエメンの首都サヌアを乗っ取る軍事的な試みを調整することを目的としたこの会合に出席した。
2014年８月29日、議長声明において、国連安全保障理事会議長は、2014年７月８日にイエメン軍師団本部を含めイエメンのアムラン市を制圧したアブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームにより指揮された軍隊の行動を非難した。アル・ハキームは、2014年７月のアムラン県の暴力的な制圧を主導し、イエメンのアムラン県及びハムダーン郡で行われていた紛争に関する決定を下す権限を有する軍事司令官であった。
2014年９月初旬時点で、アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、戦闘開始に備え、戦闘作戦行動を監督するためにサヌア県に滞在していた。アル・ハキームの役割は，イエメン政府を転覆させる軍事行動を組織することであり、アル・ハキームは、サヌア県に出入りする全ての道路を確保し、管理する責任を負っていた。

３．アリー・アブドッラー・サーレハ
Ali Abdullah Saleh
（肩書）人民全体会議総裁、イエメン前大統領
（生年月日）1945年３月21日、又は、1946年３月21日、又は、1942年３月21日、又は、1947年３月21日
（出生地）バイト・アル・アフマル、サヌア県、イエメン、又は、サヌア、イエメン、又は、サヌア、サンハーン、アル・リブウ・アル・シャルキー
（別称）アリー・アブダッラー・サーリフ（Ali Abdallah Salih）
（国籍）イエメン
（旅券番号）00016161（イエメン）
（身分登録番号）01010744444
（住所）不明
（リストへの掲載）2014年11月７日
（その他の情報）性別・男性
（指定の根拠）アリー・アブドッラー・サーレハは、安全保障理事会決議第2140号（2014年）のパラグラフ17及び18の規定に定めた指定基準に該当し、パラグラフ11及び15の規定に従い、2014年11月７日に制裁対象に指定された。
アリー・アブドッラー・サーレハは、イエメンにおける平和的な政権移行のための2011年11月23日のイエメン政府と反政府勢力との合意の実施及びイエメンにおける政治プロセスを妨害する等、イエメンの平和、安全又は安定を脅かす活動に関与。
湾岸協力理事会によって支持された2011年11月23日の合意によって、サーレハは、30年以上務めた後、イエメン大統領職を辞任した。
2012年秋、サーレハは、イエメン北部における暴力的なホーシー派の活動の主要な支援者の一人となったとされる。
2013年２月のイエメン南部での衝突は、2013年３月18日の国民対話会議の前に混乱を引き起こすために、サーレハ、ＡＱＡＰ、南部分離主義者アリー・サーリム・アル＝ベイドが協力して実施したものであった。
最近では、2014年９月、サーレハは他者を利用して中央政府を弱体化させ、クーデターが危惧されるのに十分な不安定な状況をつくりだし、イエメンを不安定化させてきた。2014年９月の国連イエメン専門家パネルの報告によれば、聴取に応じた複数の者が、「サーレハは、資金及び政治的な支援を提供し、及び、様々な手段を用いて人民全体会議党員がイエメンの不安定化に貢献し続けるよう確保することを通じて、一部のイエメン人の暴力行為を支援している」と主張した。

○外務省告示第三百九十五号

外務省告示平成十三年第三百三十一号及び平成二十六年第三百四十号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十六年十月二十八日、十一月十九日及び二十四日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第一三三三号８（ｃ）、第一三九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）及び第一九八九号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十六年十一月十七日　　外務大臣　岸田　文雄

別表の２９３．、２９４．、２９７．、２９８．及び４５２．を次のように改正する。また、６７７．及び６７８．を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

293. モハメド・ラクハル（別名：(a)ラセド・ベン・ヘニ（1969年２月５日リビア国トリポリにて出生）(b)アル・アサド・ベン・ハニ（1969年２月５日リビア国トリポリにて出生）(c)モハメド・ベン・ベルガーシム・アワーニー(d)モハメド・アワーニー（1970年２月５日チュニジア国チュニスにて出生）(以前掲載の氏名）(e)モハメド・アブ・アブダ(f)アブ・オベイダ）
MOHAMED LAKHAL (a.k.a. : (a)Lased Ben Heni, born 5 Feb. 1969 in Tripoli, Libyan Arab Jamahiriya (b)Al-As'ad Ben Hani, born 5 Feb. 1969 in Tripoli, Libyan Arab Jamahiriya (c) Mohamed Ben Belgacem Awani (d)Mohamed Aouani, born 5 Feb. 1970 in Tunis, Tunisia (formerly listed as) (e)Mohamed Abu Abda (f)Abu Obeida)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1970年２月５日
出生地：Tunis, Tunisia